

令和5年3月23日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局職員管理官 平 泉 信 次

事 務 連 絡

本日、全司法本部に対し、保全事件手続でのウェブ会議の試行開始について、別紙のとおり説明しますので、お知らせします。

(別紙)

保全事件手続でのウェブ会議の試行開始について

民事保全、執行、倒産手続及び家事事件手続等のデジタル化については、2月17日の法制審議会総会において、「民事執行・民事保全・倒産・家事事件等の手続の見直しに関する要綱」が採択され、法務大臣に答申されたところであるが、今般、保全事件一般について、令和5年4月から、全国の高等・地方裁判所において現行法下で可能な範囲でのウェブ会議等（チャット機能、ファイル共有機能等も含む。）の試行を行うこととしたのでお知らせする。

対象となる手続としては、債権者面接や事実上の協議、和解において利用することが考えられる。なお、現行法上、ウェブ会議で保全の審尋期日を実施することができる旨の規定が存在しないため、債務者又は当事者双方が立ち会うことができる審尋期日を経ることを要する事件においてウェブ会議を用いる場合には、少なくとも1回は審尋期日を指定して債務者又は当事者双方を呼び出した上で、当事者双方の了承を得て、事実上の協議の形式でウェブ会議を実施する必要がある。